

# 神戸市SDGsプロジェクト企業向けピッチイベント開催業務 仕様書

## 1. 業務名称

神戸市SDGsプロジェクト企業向けピッチイベント開催業務

## 2. 契約期間

契約締結の日から令和7年1月31日まで

## 3. 業務目的

神戸市では、①神戸の既存資源を生かすこと、②経済的に持続可能であること、③次世代と共創することを指針として、神戸市ならではのSDGsを具現化するプロジェクトに取り組んでいます。

これらのプロジェクトに対し、共感に基づく企業参画や企業版ふるさと納税の寄附を得るため、民間スタートアップがピッチイベント等で投資家から資金獲得を目指す手法を参考に、首都圏の企業をメインターゲットにしたピッチイベントを開催する。

## 4. イベント概要

### (1) 開催概要

日時：令和6年10月31日（木）午後（3時間程度）

場所：POTLUCK YAESU 東京都中央区八重洲2丁目2-1 東京ミッドタウン八重洲 5F

※会場平面図 別紙1のとおり

(会場費用に加え、会場に付随するモニター・音響・照明・机・演台等の備品の費用、会場側オペレーター費用は本事業に係る見積の対象外とする。)

方法：オフラインでの開催とする

### (2) 参加者

企業80社程度、登壇者、運営関係者 全体で100名程度を見込む

### (3) 神戸市の想定するタイムライン・コンテンツ概要（参考）

※下記によらない内容・タイムラインでの提案も可とする。

	イベントスペース(最大140名収容)	ラウンジ・控室
14:00-15:00	開場・ネットワーキング	プロジェクト個別
15:00-15:05	オープニングトーク	相談ブース・交流
15:05-15:30	ゲストスピーチ	スペース・SDGsプ
15:30-16:00	パネルディスカッション	ロダクト展示
16:00-16:55	神戸市SDGsプロジェクトピッチ ・コメンテーター紹介 ・ピッチ（5分×5～8件程度） ・1件ごとにコメンテーターによるフィードバック	
16:55-17:00	クロージングセッション	
17:00-18:00	ネットワーキング	

## 5. 業務委託内容

### (1) イベントの企画・調整・運営・撤収

#### ①企画・調整

- ・本イベントの方針策定や業務遂行にあたっては、神戸市と協議のうえ進めること。
- ・市職員が首都圏の企業に対してプレゼンする「SDGsプロジェクトピッチ」をイベントの中心として、参加者の興味を引き付けるコンテンツや演出について、人を惹きつけるイベントの名称を含めた企画・調整・提案を行うこと。
- ・ピッチに入る前に、聞き手の関心を高めるセッションを設定すること。（例：企業版ふるさと納税を実際に行った企業や、自治体の事業に共感を持って参画している企業の登壇など）
- ・セッション設定にあたり、ゲスト登壇者を依頼する場合は、神戸市と協議の上、選任するものとする。また、登壇者等（ピッチコメンテーター含む）への謝礼支払いも本業務に含むものとする。
- ・イベントスペースにおけるピッチステージについて提案すること。
- ・ラウンジスペースにおけるプロジェクト個別相談ブース（4か所）について提案すること。
- ・ラウンジスペースにおいて、参加者が神戸市内のSDGsに取り組む民間事業者等の商品/プロダクトに触れることのできる展示について提案すること。（想定される事業者・プロダクト：再生リン肥料、神戸SDGs表彰受賞企業の製品。想定される展示物の量：長机（幅180cm、奥行90cm）2本程度）
- ・イベントの進行についてシナリオを作成すること。
- ・イベント当日まで準備を行う事務局を設置する。神戸市など関係各所との調整を行う。イベント開催までの期間は、本市と定期的な会議を設定すること。会議の議事録も作成し、会議後一週間以内に提出すること。
- ・ゲスト登壇者等に対し、必要に応じて個別の打ち合わせを行うこと。
- ・参加費は無料とする。

#### ②設営・運営・撤収

- ・神戸市との協議により確定した企画に従い、会場での設営を行うこと。全体進行の管理や会場の音響・映像・照明スタッフへの演出指示、会場装飾、ブース設置、参加者受付、登壇者対応などを行うこと（装飾やブースに使用する資材は環境に配慮したものを使用すること）。また、司会などイベント当日の運営のために必要なスタッフの手配を行い、展示やプレゼンテーションを円滑に進められるように、適宜対応すること。
- ・神戸ならではのSDGsを印象付ける、特徴的なステージ装飾を行うこと。
- ・総合受付を設置し参加者の受付を行う。イベント開催中は常時数名のスタッフが待機し、参加者の受付・誘導を適切かつ円滑に行うこと。
- ・当日の円滑な運営のために必要な進行表及びブース配置図等を予め作成すること。
- ・イベント終了後、会場の撤収を行うこと。また、使用した資材について、環境に配慮した方法で処分・再利用すること。

#### ③広報・問い合わせ

- ・ イベントウェブサイト（別途制作）にコンテンツやゲスト登壇者紹介を掲載するため、掲載用の情報・データ収集・提供に協力すること。
- ・ 本業務の情報発信は、受託者が実施する内容に加え、神戸市が運営するSNS (FacebookおよびInstagram)でも行うことを想定している。神戸市による情報発信に際し、受託者は、神戸市への助言を行うこととする。
- ・ イベント申込については、イベントウェブサイト上で受付を行う。

## (2) 参加企業集客・寄附呼びかけ

- ・ 各SDGsプロジェクトの内容と親和性が高い企業や神戸にゆかりのあるオーナー企業など、各プロジェクトに対して共感を持って参画や寄附等の行動につながる可能性の高い首都圏の企業について、イベントへの集客及びプロジェクトへの参画・寄附の呼びかけを行うこと。（寄附につながった際は成果報酬の対象とする。寄附に結び付いた際の成果の考え方は別紙2のとおり）
- ・ 神戸市とのマッチングの可能性を高めるため、参加申し込みのあった企業に対し、寄附・参画に関心のある分野や期待するプロジェクトを把握する事前アンケートを実施し、市のピッチ案件に対してフィードバックを行うこと。また、事後にも、関心の度合いや寄附に至らなかった理由を把握するアンケートを実施すること。
- ・ 集客目標件数や集客方法について具体的な提案を行うこと。件数保証や呼びかけにかかる制作物について提案も可能とする。

## 6. 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者をおくこと。

## 7. その他の留意点

### (1) 再委託について

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。

### (2) 著作権の帰属

本業務により作成された成果物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

### (3) 秘密の順守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (4) 情報セキュリティ

業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。

なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のページを参照すること。

<<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>>

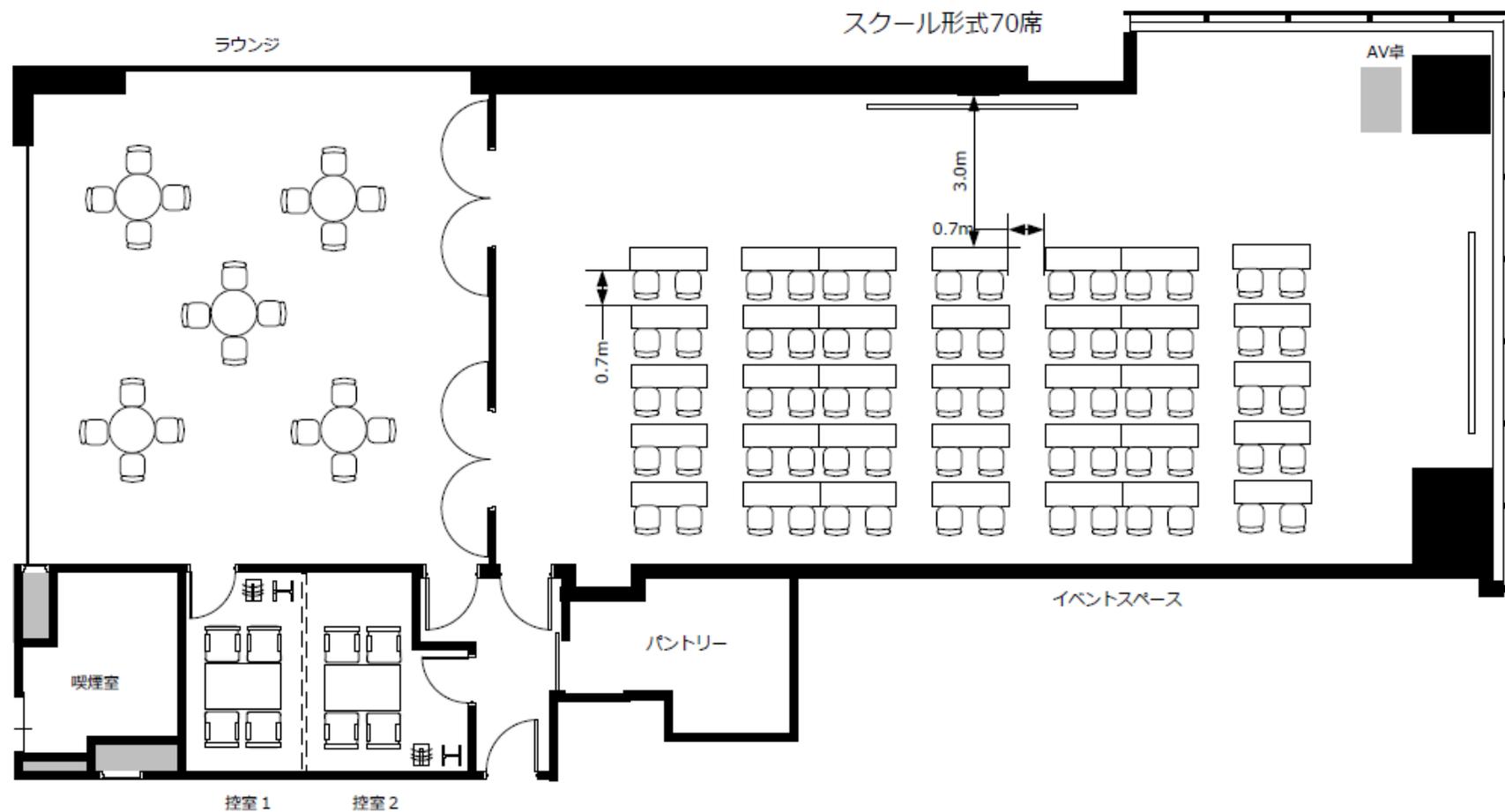
(5) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

(6) 第三者の権利侵害

受託者は本市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。

別紙1 会場平面図



東京ミッドタウン八重洲

5F イベントスペース・ラウンジ

## 別紙2 寄附に結び付いた際の成果の考え方

### (1) 成果対象

- ・企業版ふるさと納税制度を活用した寄附に加え、企業版ふるさと納税制度の対象とならない本市内企業や団体等からの寄附も本業務の成果の対象とする。
- ・個人からの寄附は、本業務の成果の対象外とする。
- ・受託者が企業の意思決定にかかわる人物や部署にアプローチし、それが直接の契機となり本市への寄附に至った場合、成果の対象とする。
- ・受託者が本市事業を紹介した相手先ではない企業等（紹介相手先の関連企業や取引先等）が、受託者の紹介相手先から情報を得て、独自で本市へ直接寄附の申出を行い、寄附に至った場合は成果の対象外とする。
- ・受託者の親会社や子会社、兄弟会社など、資本関係や支配関係がある企業等が、独自で本市へ直接寄附の申出を行い、寄附に至った場合は成果の対象外とする。

### (2) 成果判断

- ・受託者は企業等から寄附の意思確認が取れた場合、本市指定の寄附申出書を本市へ提出するように依頼すること。
- ・企業等から本市へ寄附申出書が送達された場合、本市は寄附金を納付するための納付書を発行し、企業等へ送付する。
- ・令和7年3月31日までに、企業等から本市指定の金融機関にて寄附金が納付された場合において、受託者が寄附を獲得したものとする。
- ・本市は、企業等から寄附申出書が送達されたとき、及び企業からの寄附金の納入が確認できたときは、速やかに当該企業等の名称や寄附総額等を受託者に通知するものとする。

#### 【企業等から本市への寄附が物品である場合】

- ・現金での寄附を原則とするが、対象となる事業にとって物品による寄附が適当であると認められる場合は、神戸市との協議により、物品による寄附も成果の対象とする。
- ・寄附時点におけるその物品の価額を本市が寄附金額として算定する。なお、当該価額は、第三者間で取引されたとした場合に通常寄附される価額によることとする。
- ・令和7年3月31日までに、企業等から本市指定の納品先に寄附物品が納品された場合において、受託者が寄附を獲得したものとする。